# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0982-60-1699) (月~金曜日 09:00~17:00)

担 当 介護支援専門員 金丸ひろみ /管理責任者 金丸ひろみ

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

# 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 縁				
所在地	宮崎県東臼杵郡門川町南町五丁目84番地				
事業所の指定番	居宅介護支援事業 ( 宮崎県 第 4572101238 号)				
号					
サービスを提供	門川町、日向市、美郷町				
する実施地域※					

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名 事務員 0名

(3) 営業時間

月~金曜日 午前9時から午後5時まで

※ (土・日曜・祝日・8月13日~8月15日、12月28日~1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

# 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

#### 4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、<u>介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。</u>ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

## (居宅介護支援利用料)

- ① 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合 要介護1·2 10,760 円 要介護3·4·5 13,980 円
- ② 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000 円

入院時情報連携加算(I)1ヶ月につき 2,000 円

入院時情報連携加算(Ⅱ)1ヶ月につき 1,000 円

退院・退所加算(I)イ 入院または入所期間中1回を限度に 4,500 円

退院・退所加算(I)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000 円

退院・退所加算(Ⅱ)イ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000 円

退院・退所加算(Ⅱ)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 7,500 円

退院・退所加算(Ⅲ) 入院または入所期間中1回を限度に 9,000 円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当 者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用 いることを、本契約をもって同意とみなします。

## 6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。 門川町役場 介護保険係 電話 0982-63-1400

- (3) 苦情処理手順方法
  - ① 苦情の申立書を受付ける
  - ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
  - ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する

- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

# 7.公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス 事業所等について、複数の事業所の紹介や、その 選定理由について事業者に求めることができま す。			
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前 6 ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。			

# 8. 当法人の概要

法人種別·名称 合同会社 縁

社員数1名(正社員のみ)設立2017年08月

所在地·電話 宮崎県東臼杵郡門川町南町五丁目84番地

代表取締役 金丸ひろみ

電話 0982-60-1699

事業内容 居宅介護支援事業

## (付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説 明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、 介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計 画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

## 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、 この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居 宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画 の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適 切な見直しを行います。

# 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。 このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。
- 3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について 要介護認定等の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合は、利用料をいただ きません。

#### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定 前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用 者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の 区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが 生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかか る費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

#### (付属別紙2)

# サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して大切な説 明を行います

# 居宅サービス計画等に関する契約締結

※利用者は区役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)

# ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握しま

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んで いただきます

#### 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

# ◆ サービス利用◆

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供 事業者と連絡調整を行います

#### 毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

事業者の選定

当社と契約をするか どうかをお決めいた だきます

利用者による サービスの選択

サービス利用に関し て説明を行い、利用 者やご家族の意見を 伺い、同意をいただ きます

居宅介護支援	その提供開始	に際し、利月	月者に対し	って重要事項に	ついて説明し	ました。
令和	年	月	日			
【事	業者】	合同会社	縁			
【 事 【 説	業 所 】明 者 】	ケアプラン・ 氏名 金丈		縁		
事業者から	居宅介護支	援についての	の重要事	項について説明	月を受け、同意	<b>ました。</b>
令和	年	月	日			
【 利 用	申込者】 住 所					
_	氏 名					
【 利 用	者 家 族 】 住 所					
_	氏 名			(紛		
【 代 -	理 人 】 住 所					
_	氏 名			(紛	:柄)	

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。